

法律名	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律
施行日	昭和46年 平成15年改正
目的	この法律は、船舶、海洋施設及び航空機から海洋に油、有害液体物質等及び廃棄物を排出すること並びに船舶及び海洋施設において油、有害液体物質等及び廃棄物を焼却することを規制し、廃油の適正な処理を確保するとともに、排出された油、有害液体物質等、廃棄物その他の物の防除並びに海上火災の発生及び拡大の防止並びに海上火災等に伴う船舶交通の危険の防止のための措置を講ずることにより、海洋の汚染及び海上災害を防止し、あわせて海洋の汚染及び海上災害の防止に関する国際約束の適確な実施を確保し、もって海洋環境の保全並びに人の生命及び身体並びに財産の保護に資することを目的とする(第1条)
対象者	海洋施設によって事業を行う工場・事業場
規制対象事業規模	特になし
規制内容	<p>事業者全般に関しての規定としては、「何人も、油、有害液体物質等又は廃棄物の排出その他の行為により海洋を汚染しないように努めなければならない。」とある。(第1条) 海の近くで、水産物残差を利用してバイオマス製品を作る場合、油や排水の処理が欠かせない。</p> <p>海洋施設では、油、有害液体物質等及び廃棄物を焼却することは規制される。海洋施設とは、海域に設けられる工作物で、(1)人を収容することができる構造を有する工作物 及び) 2)物の処理、輸送又は保管の用に供される工作物とされている。(第3条、施行令第1条)</p> <p>現行のバイオマス事業では、本法律との関連は薄いが、今後バイオマス利用技術が進歩し、昆布等の海洋資源を原材料に海上の施設において事業を行う場合は、施設設置の届出(第18条)、油記録簿(第19条)、海洋施設発生廃棄物汚染防止規程の策定(第19条)などが義務づけられる。</p> <p>届出内容</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 海洋施設設置者氏名又は名称及び住所並、法人代表者氏名住所 2) 当該海洋施設の位置及び概要 3) その他国土交通省令で定める事項
対象資源分類	海洋資源

利用技術分類	飼料、肥料・コンポスト、機械的加工、高分子利用、工業原料化、新材料合成、熱化学的変換、生物化学的変換
ビジネスプロセス	事業計画、施設計画、生産、運営管理（排出油、排水管理）
関連法	水質汚濁防止法